

SSKS 療育ねっとわーく川崎

2009年11月20日発行
No.122 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり

みんなの伝言板 11月のカレンダー

ご感想は e-mail : kouhou @ rond. jp までどうぞ
☆編集メンバー 谷、山崎健、杉田、遠藤



はいきんぐくらぶずんずん

日曜日に開催予定
☆多摩川を歩く会です。障害のある方もない方も、みんな楽しく歩いています。サポーター募集中!
代表: 桑原由起子
副代表 渡辺百合子・三浦ルイ子
お問合せは Rond・福田まで



マイライフ・カワサキ

☆第2火曜日予定
れいんぼう川崎で行います
お問合せは Rond・和田まで

豊かな地域療育を考える連絡会

第3木曜日の予定です
問い合わせ先 サポートセンター Rond

「川崎で障害者の外出をどう保障するか」提案する会

自立支援法が廃止される今、川崎市の移動支援事業(移動支援・ふれあいガイド・通学支援)をどう変えるのか・川崎市の現状を現場より報告、問題点を出し合い、より良い方向への改善策を私達で提案していきましょう。プレ勉強会と、平塚市役所の又村さんをお招きしての学習会を開きます。ぜひ、ご参加下さい。
《学習会》日時 12月13日(日) 10:00~12:00
場所 生涯学習プラザ 301会議室
講師 又村 あおい氏
(平塚市役所企画部企画課「手をつなぐ」編集委員)

第18回ハードロックカフェ フリーバースカップ親善ランニングまつり

とき 平成22年1月10日(日) 8:30~小雨決行
主催 障害者地域スポーツネットワーク チームフリーバース
場所 根岸森林公園 横浜市中区根岸台1-3
種目 レースラン
チャンピオンの部 5、2K
チャレンジの部 2、6K
スプリントの部 1、3k
エンジョイラン
家族でラン 1、3K
ペアでラン 1、3K
申し込み先 〒245-0009 横浜市泉区新橋町926-2
フリーバースカップ親善ランニングまつり事務局
小川和豊 045-812-0977 (PM 6時~9時)
申し込み締め切り 平成21年12月24日(月)
Rondにも申し込み用紙あります。



会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: info@rond.jp http://www.rond.jp/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2000円 賛助会費 一口 1000円

こんなとき どうするの

(答え) 若い女性が一人で(あるいはお友達と)週末に外出を楽しみたいというのは、当然の気持ちですね。車いすの方の外出について、まず、「重度訪問介護」について確認したいと思います。「重度訪問介護」とは、重度の身体障害の方が在宅で安心して暮らせるように、居宅に必要なサポート(入浴介護や食事介護、排泄介護、食事作りや掃除、見守り、通院外出まですべてをカバーするサービス)を提供するサービスです。一人暮らしの方も利用すること、を想定されているサービスなので、「重度訪問介護」の支給時間は月に300時間を超えることもめずらしくありません。しかし、現在川崎市では、「重度訪問介護」であっても居宅介護は利用されず、外出サポートだけの利用になっている方が多くおられます。

またその反対に、重度の身体障害の方でも、外出は「ふれあいガイド」や「移動介護」という方もいます。この方たちは、すでに入浴や朝ケアなど身体介護や、家事援助のサポートを使っている、外出以外のサポートは長時間を必要とされません。外出をするために「重度訪問介護」をとると、自動的にこの短い時間のサポートもすべて「重度訪問介護」になってしまいます。「重度訪問介護」は長時間のサポートが想定されているので、1時間の報酬単価は、身体介護と比べて半分以下になるため、ヘルパーを派遣する事業所にとっては短時間の「重度訪問介護」は負担となります。

逆に、入浴などの身体介護を「守る」と外出はボランティアリーな「ふれあいガイド」の方でも、外出は「ふれあいガイド」や「移動介護」という方もいます。この方たちは、すでに入浴や朝ケアなど身体介護や、家事援助のサポートを使っている、外出以外のサポートは長時間を必要とされません。外出をするために「重度訪問介護」をとると、自動的にこの短い時間のサポートもすべて「重度訪問介護」になってしまいます。「重度訪問介護」は長時間のサポートが想定されているので、1時間の報酬単価は、身体介護と比べて半分以下になるため、ヘルパーを派遣する事業所にとっては短時間の「重度訪問介護」は負担となります。

(質問) 月に一度週末にヘルパーさんとの外出を心待ちにしている車いすの娘がいます。先日、受給者証の期限が1ヶ月以上も過ぎていて気づき役所に問い合わせました。すると、意外な答えが返ってきました。娘の外出について制度上の問題点がみつかり、時間がかかっているというのです。今まで居宅介護の身体介護で入浴を月2回、重度訪問介護の移動介護で外出を月1回してきていたのですが、どうやらそれはできないようです。ふれあいガイドをすすめられました。親としては、トイレ介助とかのある娘には、ボランティアなふれあいガイドではとても不安です。20代前半の女性にとつて、週末にショッピングしてランチして、たまには映画をみて...というのは特別なことではないと思いますが、どうしてこんなことになっているのですか。

今月号の目次

- こんなときどうするの.....1
- 移動支援はどうなる? 「手をつなぐ」編集委員又村さんに聞く.....2
- 療育ねっとわーく.....3
- 自立支援法廃止フォーラム.....4
- 明日香のたまご.....6
- みんなの伝言板.....8
- (本誌3~6頁は会員のみ配布)

発行所 郵便番号一五七〇〇七三 世田谷区砧六二二六一二一
特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会 定価一〇〇円

「手をつなぐ」編集委員又村さんに聴く

移動支援はどうなる？

長妻厚生労働大臣は、障害者自立支援法の廃止を打ち出されています。前政権の段階でも、見直しの作業は進んでおり、中でも「移動支援」については、自治体独自で行う地域生活支援事業ではなく、国が責任を持つ「介護給付」に戻す方向で検討がなされていました。この移動支援をどのようにとらえたいか、育成会の機関誌「手をつなぐ」の又村あおい氏に、お聞きしました。又村さんは、12月13日の学習会にも講師としていらしていただく予定です。ぜひ、皆さんいらしてください。

まず、前提として

今回、民主党は「障害者権利条約」の完全批准をうたっています。この条約の第20条は「個人的な移動」を保障する項目で、そこには「障害者が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、妥当な費用で個人的に移動することを容易にすること」と記載されています。（日本政府の仮訳より抜粋）
このことから、障害者権利条約を

批准するためには、現行の外付付き添い型サービス（行動援護や重度訪問介護、移動支援やふれあいガイドなど）を抜本的に再編しなければならぬと考えられます（現行のサービス体系では、全然選択的ではありませんよね）。

移動支援は？

問1 長妻厚生労働大臣は、自立支援法を廃案にするといわれましたが、移動支援は、今後どうなるので

きると思われるか。介護給付になった場合、こつという支援はどうなると思われませんか。

——グループ支援タイプのサポートには、今後も一定のニーズが見込まれます。したがって、問1でもお答えしたように、今後外付付き添い型サービスを個別給付化するようにしても、グループ支援も可能な仕組みにすることが重要だと思えます。

通学支援は？

問5 川崎では通学への支援も可能となりそうです。ただし、介護者が病気が（診断書必要）か就労の場合に限られていきます。また、車での移動は、別にヘルパーが乗らないと可能になりませんか。

通学サポートで、不登校の子どもたちが、学校に復帰できた例も多く、貴重な支援だと思えますが、他の自治体ではどうされていますか。

——通学や通所などへの付き添い支援は、極めて重要だと思えます。繰り返しになりますが、地域生活支援事業は市町村裁量が大きいので、現に期限を区切って通学や通所への支援を展開している市町村もありま

しょう。

——民主党の案では、外付付き添い型サービスを個別給付化する方向が示されています。基本的には歓迎すべき方向性だと思います。ただし、問4にもあるとおり、グループ支援型のサポートが望まれる場合もありますから、個別給付以外は認められない、ということではなく、選択的であることが重要です。

（問2以降にお答えする前に）

地域生活支援事業は市町村の裁量が大きく、考え次第で事業の運用にも幅が出ます。これを「地域主権の流れとして当然」とみるか、「ナショナルミニマムが脅かされる」とみるかは立場によって異なりますが、いずれにしても「市町村次第である」という点は前提として押さえておいてください。

外出支援はヘルパーで？

問2 川崎市は、地域生活支援事業の移動支援を「ボランティアなものと位置づけています。1日程度の研修で、サポーターになれますが、

す。（特例扱いの場合が多いようですが…）

また、現在厚労省の研究事業として、自力での通学、通所を支援するサービスを法定化するための基礎データ収集が進められています。

自己負担はどうなるか？

問6 川崎市の移動支援事業等の自己負担部分は、上限管理に入っていないですね。なぜか、日中一時支援（障害児者一時預かり）は上限管理に組み込まれます。そのため、負担額は低くても、個別給付とは別に負担があり、当事者にとっては、不公平感があります。負担については、他の自治体はどうなっていますか。

——これも市町村裁量です。個別給付の負担と合算しているところもあれば、利用者負担そのものを軽減して（たとえば、1割のところを5%負担にするなど）別管理にしている市町村もあります。

しかし、少なくとも日中一時支援は合算対象で、移動支援は合算対象となっていないことについては、納得性の高い説明が求められますね。

介護報酬単価も低く設定されています。当事者家族からは、外出支援は専門性のあるヘルパーがやるべきだという声が上がりました。他の自治体でも、移動支援は川崎市のようにボランティア的なものと考えられているのでしょうか。

——移動支援をどのように捉えているかは、市町村によってマチマチです。基本的には、従前の「移動介護」サービスを（考え方も含めて）横滑りさせている市町村が多く、その場合はボランティア的なものというよりは専門性を持ったサービスである、との認識が一般的です。しかし、中には事業単価を抑える方便として、ボランティア的な位置付けにしている市町村もあります。

ふれあいガイドは？

問3 川崎市は、移動支援を移動支援Ⅱ「日常生活に必要な不可欠な外出」とふれあいガイドⅡ「余暇支援」に分けています。ふれあいガイドは、報酬単価が低く設定されています（1000円/1時間+身体介護加算等1派遣最高で2000円程度）。知的障害のある人は、ほとんどがふ

車でのサポートについて

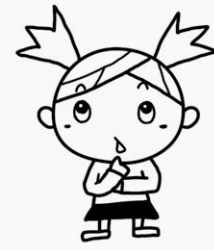
問7 障害のある方たちは、外出に車が不可欠です。福祉有償運送というのを利用されますが、給付は多く自己負担となっています。事業所としても、福祉有償運送事業は赤字です。今後、車でのサポートが認められるようにならないでしょうか。

——この問題をクリアするためには、道路交通法との整理が欠かせません。同法では運転を「業務」とみなしており（だから交通事故は「業務上過失〇〇」と呼ばれるわけです）、ゆえにヘルパー業務との「二重業務」が問題となるわけです。

この問題に関しては、現在事業所さんを対象としたアンケートが実施されていると聞いていますので、ぜひ議論に参加してみてください。



明日香のたまてばこ



みなさん、今日は。先月の続き……翌日も朝から良い天気。丸山高原のロープウェイが、どうやら電動のまま乗れるという事で、そこへ行く事へ。前日にオーナーがわざわざ電動の幅を測り、乗り場へ行って電動で乗れるかどうかを調べて来てくれたのです。そこまでやってくれる人はなかなかいないです。本当にありがたいですよ。

ペンションのご夫婦に心からお礼をし、丸山高原へゴー。オーナーも一緒に付いて来てくれました。ですが、現地で私の目に飛び込んで来たのは信じられない光景でした。電動で乗れると言っていたロープウェイが、なんとスキーで乗るゴンドラだったのです。見た瞬間、ええー！！絶対乗れないよーと叫んでしまいました。このタイプのは何回も乗って、様子が大体分かっています。段差も大きいし、中也狭いし絶対無理だと思込んでいました。しかし、オーナーいわく絶対に大丈夫だと言います。やはり、オーナーは電動というのが分かっているなと思いつつ、半信半疑でゴンドラ乗り場へ向

かったのです。乗り場へ行くと、係員が木製のスロープを持っています。指示に従ってゴンドラの前まで行きます。前にゴンドラが止まり、スロープをセツトしてくれました。父さんが先に乗り、私がスロープを電動で恐る恐る登って行き、最後の段差を引っ張り上げました。なんと、すんなり乗ってしまったのです。乗れちゃったー！！すつごく驚き、目がまん丸でした。電動で乗れちゃったよーあまりの衝撃に、しばらく放心状態でした。降りる時も何の問題も無く降りれました。頂上は割と広く、電動で結構動きました。天気も良く、眺めが最高でした。

今回、車椅子でも何とか行けるペンションに初めて泊まり、色んな新しい事を経験できました。オーナーご夫婦に色々教えて頂き、とても感謝しています。こんなペンションがあちこちにあると良いですね。疲れましたが、とっても楽しい旅でした。今度は別のペンションに泊まってみたいです。

鈴木明日香

編集後記

最近、また手編みを始めました。ずっと遠ざかっていたのですが、寒さに誘われるように、本や毛糸を買い込むようになりました。一心に針を動かしているとその間は頭を空っぽにすることが出来て、とても良いストレス解消になっています。頭をぼーっとさせているのですが、作品として残るので、「時間を無駄にした感」もありません。ただ、唯一の欠点は、肩こりと腕のたるさがおそってくることでしょうか。サポートに支障がないよう、ほどほどにやっつけていきたいと思えます。

(遠藤)

本の紹介

「いのちがはぐくまれるとき」
江川文誠編集

第1章 誰もが不安の中で子どもを育てている

- 1 どの子どもみんな発達している
- 2 病院で聞きづらかったこと
- 3 周りの人にわかってもらいたい
- 4 つい子どもにあたってしまう

第2章 こんなことを知りたい

お母さんだけでなく、障害のある子どもたちにかかわる方に、ぜひ読んでいただきたい本です。ご希望の方は、 rondまでご連絡ください。無料で差し上げます。



10月は川崎市長選立候補者へ送った「公開質問状」に対して岡本氏、阿部氏、福田氏から回答がありましたので各候補者の回答内容について確認をしました。

政権交代をうけて、各候補とも障害者施策については前向きな答えでした。詳しくは療育ねつとわーくのホームページに掲載する予定です。是非ご覧になってください。

また、12月12日(土)に開催を決定した「人々Vol.3」の協力要請で「SEP」の金子さんが参加され、内容の説明をして頂きました。今年も土曜日に決定した理由として、学校や通所を休まなくても良いように、より多くの方たちに楽しんで

療ね「ほつとサロン」を開催しました

今回は川崎市長選挙で当選した阿部市長(三期目)に「公開質問状」の回答にあった福祉施策について具体的に実施していただけるよう要望書をまとめていくことになりました。

長妻厚生労働省大臣は「障害者自立支援法」を廃止にし、新たに当事者、関係者を集めて新しい障害者の法律「障害者総合福祉法(案)」を

で頂けるように企画したとのことでした。しかし、会場の費用は平日よりもかなり高いため、例年に比べ一般の入場料を上げざるを得なかったため、了承してほしいということでした。

今年も素晴らしい音楽とダンス、みんなでお絵かきタイムと盛りだくさんの内容を企画しているので期待してくださいということでした。

療育ねつとわーくとしても応援します。今年もみんなで楽しみましょう。

10・30全国大フォーラムに参加して

今回の10・30全国大フォーラムは、長妻厚生労働大臣が新政権の4年間で自立支援法を廃止し、当事者参加で新法を作ることを1万人の参加者を前に約束した歴史的な日となりました。これは、自立支援法が実施され

要望書の提出は、川崎においても川崎市単独の事業を含め「障害者福祉施策の見直し」を当事者とともに行ってもらいたい。ということが大きな目的です。

まとめの作業については「療ね事務局会議」で継続して行っていくことになりましたので、皆さんの参加をお待ちしています。

11月の事務局会議は18日(水)10時30分からサポートセンターロンドの和室で開催します。

※今回の療ね「ほつとサロン」は2月3日(水)の開催です。通常の予定ですと1月ですが、何かと忙しいので正月明けは外すことになりましたので、ご了承ください。(山崎)

今回の10・30全国大フォーラムは、長妻厚生労働大臣が新政権の4年間で自立支援法を廃止し、当事者参加で新法を作ることを1万人の参加者を前に約束した歴史的な日となりました。これは、自立支援法が実施され

て3年半にわたり、全国各地でその悪法の撤廃を訴え続けてきた私たちの運動と、国際的な権利保障の動き、さらに全国14地域で闘われている自立支援法違憲訴訟が政治を動かした成果である。

ただ自立支援法は即刻廃止して元の制度に戻せばいいとは行かず、私たちが積極的に提案して、障害者権利条約と日本国憲法25条の理念を生かした法制度に作り直す取り組みを強めたい。同時に、新法を待たずに来年度から応益負担の撤廃など、緊急対策を講じるべきと考えるが、概算要求に予算額を示さない「事項要求」として利用者負担の軽減が掲げられたことや、当日の政党シンポジウムで民主党議員が「訴訟の原告団と話し合いながら応益負担から応能負担への転換を図っていく」との発言に留まったことは大変残念だ。

いまが私たちの正念場で、もっともっと政治を前に動かしていきたい。

(上野耕一)



性の高いものは、盛り込ませて下

10、働く問題を国際基準に合致させ

2009年10月30日
さよなら！障害者自立支援法
つくろう！私たちの新法を！

必要な支援を受けて生活できるよう
な法制度が求められています。私た
ちは、新しい流れを確かなもの
し、当事者の参画による新法を一刻
も早く実現させ、わが国の社会保障
全体をより良いものにしていく決意
です。
「さよなら！障害者自立支援法
つくろう！私たちの新法を！10.
30全国大フォーラム」参加者一同
は、今日このフォーラムに参加でき
なかつた全国の多くの仲間と連帯
し、以下のことをアピールします。

記

1、応益負担を核とする障害者自立
支援法を廃止し、介護保険との統合
を行わないことを前提として、「制
度の谷間をつくらない新たな総合
法」の制定・検討を進めて下さい。
2、制定・検討にあたっては、私た
ち当事者の十分な参加を保障し、法
的根拠を持った協議機関を設置して
下さい。
3、新法においては、「制度の谷間」
のない、障害を持つ全ての人がサー
ビスからもれ落ちることなく、必要
なサービスが受けられるように、障
害の定義を抜本的に見直して、障害
者権利条約に依拠した定義として下
さい。又、運用等の改善で対策が可
能なものについては、危機的状況に
ある当事者への経過的な緊急措置を
実施してください。

4、来年度予算において、応益負担
の廃止や、月額払いの実施など緊急
性の高いものは、盛り込ませて下
さい。
5、手話・要約筆記などの「コミュニ
ケーション保障は、権利であること
を明確にし、無料として下さい。
6、介護、日中活動など地域生活の
社会資源が維持できるよう、現行の
月額払いを改めるとともに、報酬単
価・体系の見直しを行なって下さい。
7、サービスの決定にあたっては、
障害者のニーズが十分に満たされる
ものとなるように、当事者の意見が
反映される仕組みとして下さい。

11、「子ども」の支援について現行
の「自立支援法」の枠組みではなく、
「子ども」の権利の観点からつくり
直して下さい。
12、所得保障、扶養義務問題など、
手付かずの問題の解決や、真のノー
マライゼーション社会を実現させる
ため、障害者差別禁止法など必要な
立法を行って下さい。

以上

自立支援法廃止フォーラム



さよなら障害者自立支援法！ つくろう！私たちの新法を！ 10・30全国大フォーラム アピール

今年で5年目となる「全国大フォーラム」が開催されました。
これまで日本の「障害者福祉」が「介護保険」との統合を意識し、応
益負担を原則とした障害程度区分やサービス決定の仕組みによって障害
者を取り巻く環境は大きく疲弊してきましたが、これまで粘り強く続け
てきた運動が大きな成果として新しい一歩を踏み出そうとしています。
「全国大フォーラム」はまさにその歴史を作ってきた大イベントだと
いえます。

私たちの運動は、今、大きな成果
を挙げようとしています。

長妻厚生労働大臣は、「障害者自
立支援法の廃止と、制度の谷間をつ
くらない新たな総合法の検討に入
る」ことを明言しました。4年前
私たちの抗議の声を無視し、政府と
当時の与党によって強行導入された
障害者自立支援法は、これまでの障
害政策の基本的な考え方を大きく
覆し、障害が重ければ重いほど負担
が重くなる「応益負担」を導入しま
した。地域社会で当たり前に暮らし
ていくための、介護や様々な支援の

サービスも削られました。障害者の
暮らしは崖っぷちに追いやられ、障
害者の怒りは大きな運動のうねりと
なりました。
障害者自立支援法は、財政の抑
制を目的とした構造改革が背景にあ
り、介護保険制度をなぞったもので
あり、当事者抜きと当事者を無視し
進めてきたこれまでの経過は、十分
な総括が求められます。

今、障害者権利条約により、障害
があっても地域の中で差別されず、

